

2020年12月18日
リゾートトラスト株式会社

「THE KAHALA CLUB Hawaii」宿泊権利の有効期間延長について

拝啓 師走の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、平素は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症（COVID - 19）が世界的に猛威をふるい、日本国外務省が運営する「海外安全ホームページ」において、米国が感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）に指定されており、会員の皆様におきましては、米国ハワイ州にある「THE KAHALA HOTEL&RESORT」をご利用いただくのが難しい状況が続いております。

そのような現状に鑑み、本年春に1年目の利用期限延長をいたしました「THE KAHALA CLUB Hawaii」につきまして、再度の利用期限延長とそれに伴う契約期間延長を実施させていただきたく、ご連絡いたします。

概要及び具体的な改定内容につきましては、添付資料をご覧くださいますようお願い申し上げます。

なお、利用期限等の変更手続きとして、契約約款第18条1項の規定に従い、本ウェブサイトに掲載いたします。

これからも、会員様に寄り添い、豊かなリゾートライフのご提供に邁進する所存でございます。何とぞ変わらぬご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

<契約約款変更の効力発生日>

2021年1月1日

THE KAHALA CLUB Hawaii 利用期限再延長等について

<変更内容> 新型コロナウイルス感染症（COVID - 19）拡大に伴う特例措置

- (1) 1年目の宿泊権利は、渡航制限が終了した日の属する月の翌月1日から2年間を利用期限とする。
- (2) 2年目の宿泊権利は、渡航制限が終了した日の属する月の翌月1日から1年経過した日を始期として、当該日から1年間を利用期限とする。
- (3) 3年目以降の宿泊権利は、前年分の権利利用期限の翌日から1年間を利用期限とする。
- (4) 契約期間の終期は、延長された宿泊権利の最終の利用年の末日までとする。
- (5) 内容については弊社ウェブサイト等への掲載により案内することができる。

変更前)

2020.4	2021.4	2022.4	2023.4	2024.4	2025.4	2026.4	2027.4	2028.4	2029.4
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目

契約期間：2030.3月末迄

変更後) 2021年1月15日に渡航制限が解除された場合

2020.4	2021.2	2022.2	2023.2	2024.2	2025.2	2026.2	2027.2	2028.2	2029.2	2030.2
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	

契約期間：2031.1月末迄

<感染症危険情報の内容と本契約における渡航制限の関係>

レベル	内容	契約書上
設定なし		渡航制限終了
レベル1	十分注意してください。	
レベル2	不要不急の渡航は止めてください。	渡航制限中
レベル3 (米国)	渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	
レベル4	退避してください。渡航は止めて下さい。 (退避勧告)	

【本件に関するお問合せ】

東京業務室 03-6731-0101
 横浜業務室 045-477-5251
 名古屋業務室 052-933-6009
 大阪業務室 06-6733-0398

新旧対比表

新	旧
<p>(<u>新型コロナウイルス感染症(COVID - 19)</u> <u>拡大に伴う特例措置</u>) <u>第 21 条第 1 項</u> <u>第 3 条第 1 項に規定する宿泊権利の利用期間</u> <u>については、新型コロナウイルス感染症拡大</u> <u>防止のため、日本国の外務省が海外安全ホー</u> <u>ムページで公開している米国の「感染症危険</u> <u>レベル」が 2 以上に設定 (以下、「渡航制限</u> <u>という) されている現状 (2020 年 12 月 15</u> <u>日) に鑑み以下の内容とする。</u> <u>(1) 1 年目の宿泊権利は、渡航制限が終了</u> <u>した日の属する月の翌月 1 日から 2 年間を利</u> <u>用期限とする。</u> <u>(2) 2 年目の宿泊権利は、渡航制限が終了</u> <u>した日の属する月の翌月 1 日から 1 年経過し</u> <u>た日を始期として、当該日から 1 年間を利用</u> <u>期限とする。</u> <u>(3) 3 年目以降の宿泊権利は、前年分の権</u> <u>利利用期限の翌日から 1 年間を利用期限と</u> <u>する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第 21 条第 2 項</u> <u>第 6 条 1 項の規定にかかわらず、本契約の契</u> <u>約期間の終期は、前項により延長された、宿</u> <u>泊権利の最終の利用年の末日までとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第 21 条第 3 項</u> <u>乙は、前 2 項に関する内容について、乙のウ</u> <u>ェブサイト等への掲載により案内すること</u> <u>ができる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(特約のないことの確認) <u>第 22 条</u></p>	<p>(特約のないことの確認) 第 21 条</p>

下線部が変更内容